



盛夏の青空と水田（青葉区鉄町）

- 農地の賃借料情報・事務処理状況 ●建議の検討 ●農業委員会等に関する法律の一部改正(案)等の概要
- 農地利用状況調査の実施 ●農業委員紹介 ●横浜市からのお知らせ ●編集後記

## 農地法第52条に基づく農地の賃借料情報

10aあたりの賃借料情報(円)

		平均額	最高額	最低額
中央 農業委員会	田	13,300	19,900	7,800
	畑	20,300	32,600	6,800
南西部 農業委員会	田	10,400	11,900	5,500
	畑	17,700	40,000	7,000

※平成26年中に利用権設定を行った賃借をもとに算出。  
100円未満は四捨五入。

## 平成26年度 事務処理状況

一受付件数並びに面積一

		耕作目的の 売買・賃借 3条許可	市街化調整 区域の転用 4・5条許可	市街化区域の 転用 4・5条届出	相続税納税 猶予・適格者 証明(入口)	相続税納税猶予 利用状況確認 (20年明け)
中央 農業委員会	件数	55件	92件	798件	32件	19件
	面積	49,253㎡	97,678㎡	343,922㎡	154,968㎡	111,591㎡
南西部 農業委員会	件数	19件	46件	542件	10件	17件
	面積	14,450㎡	30,160㎡	222,650㎡	35,166㎡	90,212㎡

※平成26年度中に開催された総会等での受付・報告件数及び面積。  
小数点以下切捨て。

## 検討した建議を提出

両農業委員会で内容を検討した「平成28年度県農林業施策並びに予算に関する建議」は、平成27年5月15日に開催された横浜市農業委員会連合会理事会で審議し、27件の要望にまとめて、神奈川県農業会議に提出しました。要望の一部は、さらに横浜市に対する要望として扱います。また、「平成28年度税制改正要望」は、3月に両農業委員会から神奈川県農業会議に直接提出しました。

### ● 主な要望 ●

- ・畑での焼却行為は、時期や時間など周辺環境に配慮した一定の条件下では認めるものとし、届出は、農業者の負担軽減に配慮し、農協や市町村の関連部署への届出とすること。
- ・農振農用地にも直売所、農業用資材置場、農業用倉庫、簡易トイレ、休憩設備を簡便な手続きで設置できるよう、法律要件を緩和すること。
- ・農地の保全策及び担い手の確保・育成を図る施策を充実させ、小規模農家が安心して農業経営ができるよう、経営支援策を講じること。
- ・農地台帳の公表対象農地は、所有者の貸付意向がある農地のみとすること。
- ・農業委員会の任命にあたっては、農業委員の代表制を担保できるような方法を検討すること。



連合会理事会の様子

## 「農業委員会等に関する法律の一部改正(案)等の概要について」

農業委員会等に関する法律の改正案が、平成27年4月3日に閣議決定されました(平成28年4月1日施行予定)。今回の改正案では、農業委員の選出方法や組織構成などが大きく変わっています。今回の改正の主な内容は以下のとおりです。

項目	内容
農業委員の選出方法等の変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市町村長の任命制           <ul style="list-style-type: none"> <li>・選挙による選出から、市会の同意を得て、<b>市長が任命する</b>。(市長は、あらかじめ委員候補者について地域からの推薦を求め、また募集を行う)</li> <li>・議会推薦・団体推薦による<b>選任制は廃止</b>。</li> </ul> </li> <li>○農業委員の過半は、<b>原則として認定農業者</b></li> </ul>
『農地利用最適化推進委員』の新設	<ul style="list-style-type: none"> <li>○農業委員会は、農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者から『<b>農地利用最適化推進委員</b>』を委嘱する。選出方法は農業委員と同様。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>○農業委員会の事務の実施状況をインターネット等で公表。</li> <li>○農業生産法人の要件(議決権要件及び役員<b>の農作業従事要件</b>)の緩和 等</li> </ul>

※なお、現行農業委員は任期満了(平成29年8月17日)まで継続するなどの経過措置が設けられる予定です。

## 平成27年度農地利用状況調査を実施します

農地法第30条に基づき、農業委員会では遊休農地(耕作放棄地)の解消に向けて毎年1回、農地の利用状況調査を実施しています。また、調査で発見された遊休農地に対して、耕作の再開や農地の貸付等の指導を行っています。

**今年度は、8月～12月に管内全農地の調査を実施します。**農家の皆様の農地に立入り調査する場合がありますので、ご協力をお願いします。併せて、この機会に作付、耕うん、草刈りなど耕作地の管理徹底をお願いします。



# 農業委員紹介

このコーナーでは、順に全委員を紹介していきます。

凡例 委員会名 氏名 担当地区

## 中央 澤 信一

### 中川（都筑区）地区

港北ニュータウン内の中川、茅ヶ崎、大圃、勝田を担当している澤です。

平成12年に郵便局長を退官し、以来農業に従事しています。主な生産品目は、筍（たけのこ）、蒟（ふき）、栗（くり）で、その他に幼稚園児、保育園児を対象としたじゃがいも掘り・さつまいも掘りの体験も行っています。

これからも農業を通し、横浜市の緑豊かな自然を守っていきたくと思っています。



## 中央 長澤 英雄

### 新田（港北区・都筑区）地区

私が就農して30年余り、市営地下鉄線が開通し市街化が急速に進む地域で、露地野菜を市場出荷してきました。昨年からは、新たに長男夫婦がいちごのハウス栽培、野菜の直売を始め、農業形態が変わりつつあります。

営農環境が厳しい地域ではありますが、農家と農業従事者の所得の向上、農業地域の活性化を目指し、お役に立てるよう頑張っていきたいと思っています。



## 中央 田丸 義夫

### 都田（都筑区）地区

池辺町・都田地区を担当している田丸です。

平成8年に長年務めていた会社を退職し、家業の造園、苗木生産を継ぎ現在に至っています。

私が担当する地区は、土地改良区をはじめとして農地が多い地域ですが、農業従事者の高齢化が進むなか、後継者不足など、多くの問題を抱えています。

今後、微力ながら地域の農業発展のために頑張っています。



## 中央 飯塚 繁雄

### 中川（都筑区）地区

山田・牛久保地区を担当している飯塚です。

私の担当地区は港北ニュータウン区域内にあり、市街化区域と市街化調整区域が混在しており、住民の生活基盤の中に山林や農地があります。

住民の生活に欠かせない基盤の1つとして、緑のある空間や農地を維持保全しながら、都市化の中で活用できるよう努めたいと思っています。

今後ともよろしくお願いたします。



## 中央 内田 松雄

### 二俣川（旭区・保土ヶ谷区）地区

私は、家族4人で露地野菜を中心に温室を含め8反の畑を耕作しています。

収穫した野菜は、主に自宅で直売を行っています。直売所へも出荷しています。

1年前からは、幼稚園から頼まれて、幼稚園の畑の管理を任されており、イモの栽培の指導も行っています。

食の安全を第一に、消費者が安心して食べられる野菜の生産を心がけています。また地域の農業の活性化のために頑張っています。



## 南西部 三枝木 達夫

### 川上（戸塚区）地区

私は戸塚区の川上地区を担当しています。地域を走る国道1号線その他の幹線道路、また、JR東戸塚駅周辺の発展は人の流れを大きく変えました。私も日々の農業委員としての活動を通じて地元の変化を感じています。

都市化が進んでいくなかでも、農業に関する様々な制度をよく理解したうえで、安定した農業経営を目指したいものです。



## 南西部 生駒 恵一

### 大正（戸塚区）地区

戸塚区の大正地区を担当することになりました。

大正地区は、神奈川県で一番最初に植木の生産が始まったところです。我が家でも大正9年に植木の生産を始めて、環境にも恵まれ、現在に至っています。

また、大正地区には小雀農業専用地区があります。良好な農地を生かして、新鮮な農産物や植木の生産を行い、都市農業の発展に役に立てればと思っています。



## 南西部 小山 武彦

### 中田（泉区）地区

泉区の中田地区は、土地改良区を中心に野菜や果樹等が栽培されています。

私は定年退職後、地域の方々にアドバイスをいただきながら、主に露地野菜を栽培し、直売を始めましたが、このような地区で農業ができることは素晴らしいと思います。

近年、農業従事者の高齢化を始め、農業を取り巻く環境の厳しさを実感しておりますが、農業の魅力を後継者に引き継いでいけたらと考えています。



## 人・農地プランについて

地域の農業の課題を解決するため、人・農地プランに位置づけを希望する方を募集しています。特に今後、経営の規模を拡大したい方や農地を貸したい方は、プランに位置づけられることで、円滑な農地の貸し借りが促進されます。

**受付期間：平成27年7月1日～8月31日**

プランに中心的な経営体として位置づけられた経営体で一定の要件を満たした方は、下記の支援制度を受けられる場合があります。

主な支援制度		
名称	スーパーL資金の金利負担軽減措置	青年就農給付金（経営開始型）
問合せ先	横浜市環境創造局農業振興課 ☎045-671-2637	横浜市環境創造局農政推進課 ☎045-671-2630

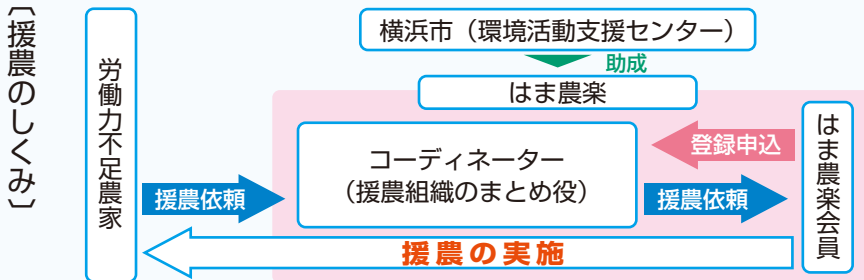
●問合せ 北部農政事務所（鶴見区・神奈川区・保土ケ谷区・旭区・港北区・緑区・青葉区・都筑区）  
☎045-948-2480（法人の方は☎045-948-2477）  
南部農政事務所（西区・中区・南区・港南区・磯子区・金沢区・戸塚区・栄区・泉区・瀬谷区）  
☎045-866-8491

## ご存知ですか？

## 人手が必要な農作業を手伝います！「横浜農と緑の会“はま農楽”」活動中

横浜市では、市民の方を対象に、農業や農作物の栽培基礎を学ぶ「市民農業大学講座」を行っています。この講座は、環境活動支援センターほ場や農家で実際に農作業を行い、講座修了後に農家へのお手伝い（援農）などで活躍してもらうことを目的としています。

「横浜農と緑の会“はま農楽”」は、講座の修了生による自主運営組織です。農家への援農などに積極的に取り組んでおり、横浜市としても活動を支援しています。



援農の内容は、野菜の定植、収穫、出荷調整、花苗のポット上げ、出荷作業、果樹の受粉、摘果、袋かけなど様々です。期間は、繁忙期のみ、年間を通してなど、各農家の要望に合わせ活動しています。現在、はま農楽の会員数は200人を超え、平成25年度は116戸の農家へ援農に行きました。

農作業を手伝ってほしい方、“はま農楽”の活動を知りたい方、その他援農について相談したい方は、環境活動支援センターまたは“はま農楽”事務局へお気軽にお問い合わせください。

◇横浜市環境活動支援センター ☎ 045-711-0635 午前9時～午後5時（土日祝はお休み）  
◇「横浜農と緑の会“はま農楽”」 ☎・FAX 045-711-0748 Eメール qqr4zfd@bird.ocn.ne.jp  
※不在時は、留守番電話に連絡先等をお知らせください。後程、連絡します。

### 後編 編集

本号から、「よこはま農委だより」の構成の一部を変更し、『編集後記』を開始することとしました。農業委員会の活動等を皆さまに知ってもらうために、より読みやすい広報誌づくりを心がけていきたいと思っております。これからも「よこはま農委だより」をよろしくお願いいたします。